

大崎・汚染廃焼却訴訟

排ガスから微粒子計測

原告側「漏出想定の3〜12倍」

東京電力福島第1原発事故によって生じた国の基準値(1露当たり8000μg)以下の汚染廃棄物の焼却を巡り仙台地裁で争われている住民訴訟の原告側代理人らは27日、大崎市岩出山のごみ焼却施設で排ガスを測った結果、集じん機から漏れた微粒子を捕らえたと発表した。

代理人らは同日、報告書で記者会見。排ガスの放射能濃度は検出下限値を超え

ず不検出となったが、「集じん機には放射性物質を含む微粒子を全て取り除く機能がないため、長期間放出されれば住民の健康被害につながる」と主張した。

原告側は11月15〜24日の7日間、被告側の大崎地域広域行政事務組合(管理者

伊藤康志大崎市長が運営する西部玉造クリーンセンターで測定。斎藤充洋裁判長の指示に基づき、公定法より長時間かけて検出下限値を下げる方法で行った。その結果、二つの焼却炉からそれぞれ1立方メートルあたり0.35μg、1.3μg

の微粒子を計測した。原告団事務局長の松浦健太郎弁護士は「被告側は集じん機によって99.9%以上の微粒子を除去できると主張するが、漏れ出る微粒子が想定より3〜12倍多い」と述べた。大崎地域広域行政事務組

合は「測定結果の報告書が届いていないためコメントは差し控える」とした。住民らは2018年12月に提訴。事務組合は20年7月以降、岩出山を含む3焼却施設で汚染廃棄物の本焼却を始め、7年間続く見込み。